

平成22年11月5日

各位

会社名 株式会社 リそなホールディングス
 代表者名 取締役兼代表執行役社長 檜垣誠司
 (コード番号 8308 東証・大証 各一部)

自己株式取得枠の設定について

株式会社リそなホールディングスは、本日開催の取締役会において、下記のとおり自己株式取得枠の設定を決議いたしましたので、お知らせいたします。

本件は、「リそな資本再構築プラン」に基づくキャピタル・エクスチェンジ(資本の交換)の実現に向けた施策の一環として、本日、同プランと同時に公表するものです。

なお、本取得枠に基づく実際の株式取得については、今後の関係当局との協議等を踏まえて検討してまいります。

自己株式取得枠の設定の内容

1. 自己株式取得枠の設定を行う理由

預金保険法に基づく優先株式の一部取得を行うため、会社法第459条第1項、当社定款第53条、会社法第156条第1項に基づき、取締役会決議により自己株式を取得する枠を設定するものです。

2. 自己株式取得枠の内容

下記の種類および数の株式を、取得価額の総額9,000億円を上限に、自己株式として取得するための枠を設定するものです。

取得する株式の種類	取得する株式の数	株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容	株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額
第1種第一回優先株式	上限 75,000,000株	金銭	合算上限 9,000億円
第2種第一回優先株式	上限 281,780,786株		
第3種第一回優先株式	上限 275,000,000株		

3. 取得期間

株式を取得することができる期間は、平成22年11月5日から1年の期間内とし、期間内に実際の株式取得が終了した場合はそのときに終了するものとします。

本プレス・リリースは、株式会社リそなホールディングスの米国における証券の募集を構成するものではなく、また投資勧誘を目的に作成されたものではありません。当該証券は、米国1933年証券法に従い登録がなされたものでも、将来登録がなされるものでもなく、米国1933年証券法に基づき登録を行うか、登録の免除規定に該当する場合を除いて、米国において当該証券の募集または販売を行うことは許されません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(ご参考)

現時点において、具体的な決定事実はございませんが、預金保険機構は当社の支配株主であり、本優先株式の実際の取得は、支配株主との取引等に該当する見込みです。したがって、取得に当たっては、取引の公正性を担保し、利益相反を回避することなどを目的とした措置を実施する予定です。

当社は、平成 22 年 6 月 28 日に開示したコーポレートガバナンス報告書における「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に記載のとおり、りそなグループの経営理念をステークホルダーに対する基本姿勢の形で具現化した「りそな WAY(りそなグループ行動宣言)」に基づき、今後の協議を進めてまいります。

以上

本プレス・リリースは、株式会社りそなホールディングスの米国における証券の募集を構成するものではなく、また投資勧誘を目的に作成されたものではありません。当該証券は、米国 1933 年証券法に従い登録がなされたものでも、将来登録がなされるものでもなく、米国 1933 年証券法に基づき登録を行うか、登録の免除規定に該当する場合を除いて、米国において当該証券の募集または販売を行うことは許されません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。